

○川口市興行場法施行細則

平成30年3月30日規則第65号

改正

令和3年4月1日規則第32号

川口市興行場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）及び興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業の許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の配置図、各階の平面図、観覧席の配置図及び便所等の位置を示す図面
- (2) 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等の状況を示す見取図
- (3) 申請者が法人の場合にあっては、定款の写し

(許可書の交付等)

第3条 市長は、前条の許可をしたときは、様式第2号の許可書を当該許可に係る申請をした者に交付するものとする。

2 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、様式第3号の通知書により行うものとする。

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定による相続による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、様式第4号の届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令大18号）大247条大5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する布袋相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(合併又は分割による営業者の地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定による合併又は分割による興行場営業を営む者の地位の承継の届出は、様式第5号の届出書に合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款の写しを添えて行うものとする。

(変更等の届出)

第6条 法第2条第1項の規定による営業の許可を受けた者又は法第2条の2第2項の規定による地位の承継の届出をした者は、第2条の申請書、第4条の届出書若しくは前条の届出書に記載した事項に変更があったとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、再開し、若しくは廃止したときは、その日から10日以内に様式第6号の届出書を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。